

平成23年1月11日 14時
 照会先：保健福祉部保健予防課 長寿福祉課
 健康危機管理対策室 施設指導
 担当者：室長補佐（総括） 課長補佐
 西野 浩二 佐藤 光明

インフルエンザ様疾患患者の発生に伴う臨時休業措置及び社会福祉施設等における集団発生状況について（第11報）

インフルエンザ様疾患患者の発生に伴う学級閉鎖等の臨時休業措置及び社会福祉施設等における集団発生について、下記のとおり報告がありましたのでお知らせします。

記

1 報告受理期間

平成23年1月2日（日）～1月8日（土）

2 臨時休業措置状況（平成22年9月8日～平成23年1月8日までの累計数）

平成23年1月2日（日）から1月8日（土）までの間に、臨時休業措置をとった学校等は、ありませんでした。

施設区分	措置数(延べ)		患者数		措置内容					
	発生数	累計	発生数	累計	休校・閉鎖		学年閉鎖		学級閉鎖	
					発生数	累計	発生数	累計	発生数	累計
保育所	0	5	0	37	0	1	0	1	0	3
幼稚園	0	2	0	10	0	0	0	0	0	2
小学校	0	23	0	197	0	0	0	12	0	11
中学校	0	1	0	13	0	0	0	0	0	1
高等学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	31	0	257	0	1	0	13	0	17

※本県教育委員会が定めるインフルエンザ様疾患発生時の学級閉鎖の基準は、学級等の欠席率が20%に達した場合に、学校医と相談し措置を講ずることになっています。

3 社会福祉施設等における集団発生状況(平成22年11月29日～平成23年1月8日までの累計数)

施設区分	措置数(延べ)		患者数	
	発生数	累計	発生数	累計
介護老人福祉関係施設	1	1	10	10
児童関係施設	0	2	0	39
障害関係施設	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
計	1	3	10	49

集団発生施設名

NO	所在地	施設名	施設種別	入所者数	患者数
1	土浦市	もりの家	特別養護老人ホーム	53名	10名

※各社会福祉施設内において、最初のインフルエンザ様症状の患者発生後7日以内に、その者を含め10名以上の患者が集団発生した場合に、所管保健所に報告することになっています。

「流行」には、のらないで — 予防大切 インフルエンザ —

毎年、冬から春はインフルエンザシーズンです。

そんな「流行」にはのらないよう、自分でできる予防を忘れずに。

まずはいつもの手洗い、マスク、咳エチケットから。



◇ インフルエンザにかからない、うつさないための対策

★帰宅時の手洗い、うがい

・ 咽頭粘膜や手指など身体に付着したインフルエンザウイルスを取り除くために、有効な方法です。

★咳エチケット (咳やくしゃみをする時、ウイルスが2m～3m飛ぶと言われています。)

- ・ 咳・くしゃみの際にはティッシュなどで口と鼻を押さえ、周りの人から顔をそむけましょう。
- ・ 使用後のティッシュは、すぐにフタ付きのゴミ箱に捨てましょう。
- ・ 症状のある人はマスクを正しく着用し、感染防止に努めます。



★インフルエンザの予防接種を受けましょう。

インフルエンザワクチンは、罹患した場合の重症防止に有効といわれています。予防接種を受けましょう。

★適度な湿度の保持

空気が乾燥するとのどの粘膜の防御機能が低下し、インフルエンザにかかりやすくなりますので、外出時にはマスクをしたり、室内では加湿器などを使って適度な湿度(50～60%)を保ちましょう。

★十分な休養と栄養摂取

・ からだの抵抗力を高めるために十分な休養と栄養を日ごろから心がけましょう。

★人混みや繁華街への外出を控えること、外出時のマスク着用

・ インフルエンザが流行してきたら、特に高齢者や慢性疾患を持っている人、疲労気味、睡眠不足の人は、人混みや繁華街への外出を控えること、外出時にはマスクを着用することも効果があります。

◇ インフルエンザにかかった場合の対応

- ・ 早めに**医療機関を受診**して治療を受けましょう。
- ・ 安静にして、休養をとりましょう。特に、**睡眠を十分にとる**ことが大切です。
- ・ **水分を十分に補給**しましょう。お茶やスープなど飲みたいもので結構です。
- ・ 一般的に、インフルエンザを発症してから**3～7日間はウイルスを排出する**と言われていますので、その間は外出を控えましょう。
- ・ 咳などの症状がある場合は、周りの方へうつさないために、咳やくしゃみをする際にはティッシュで口元を覆う、あるいは**マスクを着用**しましょう。

